充電設備等の「廃棄」にかかる手続きについて

B：廃棄

1. 充電設備等の廃棄

充電設備等（充電設備、課金装置、給電器及び単価50万円以上の付帯設備をいう。以下同様）の廃棄とは、補助金の交付を受けた充電設備等を廃棄処分することをいい、原則、交付済み補助金の全部または一部の返還義務が発生します。廃棄するときには、財産処分として、処分前にセンターに「財産処分承認申請書（様式22・様式J22)」の提出が必要です。センターから「財産処分承認通知書（様式23・様式J23)」による通知が届く前に、廃棄してはなりません。

2. 財産処分承認申請（廃棄）

財産処分承認申請書および要部写真を郵送もしくは電子メール(注1)で提出してください。また、天災又は過失のない事故等により取得財産等が使用不能となり、やむを得ず廃棄処分する場合は、それを証する各種証明書（写し）の提出が必要です。

注1：電子メールご利用の場合、提出書類をPDF化し添付してください。

提出書類：**財産処分承認申請書（様式22・様式J22）**
要部写真（財産処分）
各種証明書（写し）

記載例　：財産処分承認申請書（様式22）廃棄
要部写真（財産処分）廃棄前

参　考　：証明書類（廃棄）

申請先：一般社団法人　次世代自動車振興センター　充電インフラ部　財産処分担当
〒103-0027
東京都中央区日本橋１－１６－３　日本橋木村ビル４階
TEL　03-3548-2871　　FAX　03-3548-2872
E-mail：zaisan_shobun31@cev-pc.or.jp

3. 財産処分承認通知書（様式23・様式J23）発行

センターは申請内容を確認後、財産処分承認通知書（様式23・様式J23）を発行します。なお、充電設備等の廃棄処分は補助事業の目的が達成できないため、補助金の全部又は一部を返納していただきます。

4. 廃棄処分後の手続き

手続きは処分（廃棄）の内容により異なるため、センターの指示に従い実施してください。

提出書類：**実施状況報告書（財産処分）**
要部写真（財産処分）
産業廃棄物管理票_マニフェストD票（写し）

記載例　：実施状況報告書（財産処分）廃棄後
要部写真（財産処分）廃棄後

参　考　：マニフェストD票
※電子マニフェストの場合はD票と同様の情報がわかるもの

以上